

大西病院 ACP 推進委員会規約

制定日：令和 6 年 9 月 9 日

第 1 条(設立目的)

大西病院（以下「本院」という。）において、アドバンス・ケア・プランニング（以下「ACP」という。）を推進することにより、患者の意向を尊重した意思決定及び医療の質のさらなる向上を図ることを目的として、大西病院 ACP 推進委員会（以下「委員会」という。）を設立する。

第 2 条(組織の構成)

委員会は、次に掲げるメンバーをもって組織する。

1. チームリーダー
 2. サブリーダー 若干人
 3. 本院の職員のうち医師である者 若干人
 4. 本院の職員のうち看護師である者 若干人
 5. 本院の職員のうち医療ソーシャルワーカーである者 若干人
 6. 本院の職員のうち理学療法士・作業療法士であるもの 若干人
 7. 本院の職員のうち薬剤師であるもの 若干人
 8. 本院の事務職員 若干人
 9. その他チームリーダーが必要と認めた者 若干人
- ・ チームリーダーは、チームの業務を総括し、病院長が指名する者をもって充てる。
 - ・ サブリーダーは、チームリーダーの職務を補佐し、チームリーダーに事故があるときは、その職務を代行する。
 - ・ 第 1 項第 3 号から第 7 号までのメンバーは、チームリーダーが指名し、病院長が委嘱する。
 - ・ メンバーの任期は 1 年とし、再任を妨げない。
 - ・ 欠員が生じた場合の補欠メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。
 - ・ 第 1 項第 7 号のメンバーの任期は、病院長が委嘱の都度定め、再任を妨げない。
-

第 3 条(任務)

委員会は、次に掲げる事項を行う。

1. 本院における ACP の実施体制の整備及び発展に係るミーティングに関すること。
2. 本院における ACP に係る教育及び研修に関すること。

3. 本院における ACP の実施の支援に関すること。
 4. 患者及びその家族等に対する ACP の普及啓発に関すること。
 5. 患者及びその家族等からの ACP に係る相談への対応に関すること。
 6. 本院における ACP の記録システムの整備に関すること。
 7. 本院と他の医療機関等との間における ACP に係る情報共有に関すること。
 8. 本院における ACP の状況把握、課題抽出及び課題解決策の策定に関すること。
 9. その他本院における ACP に関し必要な事項。
-

第 4 条 (委員会の開催)

1. 委員会は定期的に行われ、必要に応じて臨時会を開催することができる。
 2. 委員会の招集はチームリーダーが行い、議長もチームリーダーが務める。
 3. 委員会は過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。
-

第 5 条 (守秘義務)

委員および関係者は、委員会の活動を通じて知り得た個人情報および機密情報を第三者に漏洩してはならない。

第 6 条 (改正)

この規約の改正は、委員会の決議によって行うことができる。

【附則】

本規約は、令和 6 年 9 月 9 日から施行する。